

重要事項説明書

1. 事業所の概要

○ 事業所名	パラメディカル株式会社
○ 介護保険事業所番号	1270404138号
○ 事業所の種類	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
○ 管理者及び連絡先	管理者氏名 中村尚志
	連絡先 043-497-6530
○ 通常のサービス提供地域	千葉県全域

2. 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
・管理者	・従業者の管理 ・業務の管理 ・苦情窓口	1名
・事務担当職員	・事務全般	常勤1名以上
・福祉用具専門相談員	・福祉用具貸与の契約 ・福祉用具の選定 ・納入説明、解約引き取り ・福祉用具貸与計画の作成等	常勤2名以上

3. 営業日と営業時間

営業日	月曜日から土曜日
休業日	日曜日、祝日
営業時間	9時00分～18時00分
年末年始(12/30～1/3)は休業となります。	
夏期休暇 8/13～8/15	

※休業日は利用者の要請があればその限りではない。

4. サービス内容

(1) 福祉用具の選定

福祉用具の選定にあたっては、賃借人の身体状況について聴取させていただきます。機能や価格帯の異なる複数の福祉用具を提示し、聴取した内容に基づき適切な福祉用具の選定につき助言をいたします。

(2) 福祉用具の納品

納品日をご相談させていただきます。納品に際しては、福祉用具専門相談員が組立・設置を行い、使用方法、事故防止のための注意事項について等の説明を行います。また、取り扱い説明書を交付します。

(3) メンテナンス等

福祉用具の使用方法・適合状況について、福祉用具専門相談員が定期的に確認し、不具合が生じた場合にはメンテナンスを行います。

(4) 引上げ

レンタルが終了した場合、ご連絡をいただいてから原則3日以内に引き取りに伺います。

5. 利用料金

(1) レンタルの利用料金については、所定の料金表（レンタル契約書のレンタル料）に基づいて計算します。

◇介護保険の適用にならない場合（賃借人が要介護認定を受けていない場合）は、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただいた上で、介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（これを「償還払い」といいます。）

(2) レンタル商品の搬出入に通常以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等の特別な場合には、別途費用をいただきます。

(3) 交通費

サービス提供地域（千葉県内）にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は別途費用がかかります。

(4) レンタル商品の解約規定

解約を希望される場合は、お電話等によりご連絡ください。

(5) 料金のお支払い

ご利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約開始月については納品時に、2ヶ月目以降についてはその月のご利用料金を翌月の月初めにお支払いいただきます。

お支払方法は、銀行振込、ゆうちょ銀行振込、ゆうちょ銀行口座振替、口座振替、その他からご相談の上、ご契約の際に決めさせていただきます。

(6) サービス契約の解約について

福祉用具貸与サービス契約の解約を希望される場合には、いつでもお申し出いただくことにより、契約を解約することができます。但し、契約終了月の利用料金については所定の利用料金をお支払いいただきます。

6. サービスの利用についての注意事項

- (1) 賃借人及び介護者等は、レンタル商品について定められた使用方法を遵守して下さい。
- (2) 当社の承諾を得ることなく、レンタル商品の仕様変更、加工・改善を行うことはできません。
- (3) 賃借人は当社の承諾を得ることなく、レンタル商品の全部又は一部を他人に譲渡または転賃することはできません。
- (4) 賃借人又は介護者等は、賃借人の転居、入院、死亡など、レンタル商品の使用状況に変更があった場合には、速やかに当社に通知して下さい。

7. 個人情報の利用目的

当社では個人情報を業務上必要な範囲において利用します。

下記目的以外には利用しません。

- (1) お客様に提供する介護サービス
- (2) 介護保険請求のための事務
- (3) 当社の行う管理運營業務（会計・経理・事故報告・サービスの質向上等）
- (4) 他の医療機関・介護機関との連携
- (5) 家族等への状況説明
- (6) 行政機関等、法令に基づく照会・確認
- (7) 賠償責任保険等に関わる専門機関、保険会社への届出、相談

8. 虐待防止の為の取組について

- (1) 虐待防止の為の指針を整備するとともに、虐待防止に関する責任者の選定及び、委員会の設置、従業者に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を定期的に関催しています。
- (2) 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

9. 身体拘束等について

原則として、契約者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容について記録します。また事業者として、身体拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性・・・直ちに身体拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性・・・身体拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体拘束等を解く場合。

10. サービス内容に対する苦情

(1) 当社お客様相談・苦情担当窓口

お客様相談センター 責任者 石原 浩二

営業時間：平日 9：00～18：00 土曜 9：00～18：00

電話番号：0475-52-1121

FAX番号：0475-52-0051

(2) 千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談窓口

〒263-8566 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号

受付時間：9：00～12：00 13：00～17：00（土・日・祝日・年末年始は除く。）

電話番号：043-254-7428

(3) 各市役所・町村役場介護保険担当課

市町村名	担当課	所在地	電話番号
千葉市	介護保険管理課	千葉市中央区千葉港1-1	043(245)5064
中央区	高齢障害支援課 介護保険室	千葉市中央区中央4-5-1	043(221)2198
花見川区	高齢障害支援課 介護保険室	千葉市花見川区瑞穂1-1	043(275)6401
稲毛区	高齢障害支援課 介護保険室	千葉市稲毛区穴川4-12-4	043(284)6242
若葉区	高齢障害支援課 介護保険室	千葉市若葉区貝塚2-19-1	043(233)8264
緑区	高齢障害支援課 介護保険室	千葉市緑区鎌取町226-1	043(292)9491
美浜区	高齢障害支援課 介護保険室	千葉市美浜区真砂5-15-2	043(270)4073
銚子市	高齢者福祉課	銚子市若宮町1-1	0479(24)8755
市川市	介護保険課	市川市南八幡1-1-1	047(712)8540
船橋市	介護保険課	船橋市湊町2-10-25	047(436)2302
館山市	高齢者福祉課	館山市北条1145-1	0470(22)3489
木更津市	介護保険課	木更津市朝日3-10-19	0438(23)7162
松戸市	介護保険課	松戸市根本387-5	047(366)7370
野田市	高齢者支援課	野田市鶴奉7-1	04(7125)1111
香取市	高齢者福祉課	香取市佐原口2127	0478(50)1208
茂原市	高齢者支援課	茂原市道表1	0475(20)1572
成田市	介護保険課	成田市花崎町760	0476(20)1545
佐倉市	介護保険課	佐倉市海隣寺町97	043(484)6187
東金市	高齢者支援課	東金市東岩崎1-1	0475(50)1219
匝瑳市	高齢者支援課	匝瑳市八日市場ハ793-2	0479(73)0033
旭市	高齢者福祉課	旭市ニの2132	0479(62)5308

市町村名	担当課	所在地	電話番号
習志野市	介護保険課	習志野市鷲沼2-1-1	047(453)7345
柏市	高齢者支援課	柏市柏5-10-1	04(7167)1134
勝浦市	高齢者支援課	勝浦市新官1343-1	0470(73)6617
市原市	高齢者支援課	市原市国分寺台中央1-1-1	0436(23)9873
流山市	介護支援課	流山市平和台1-1-1	04(7150)6531
八千代市	長寿支援課	八千代市大和田新田312-5	047(483)1151
我孫子市	高齢者支援課	我孫子市我孫子1858	04(7185)1111
鴨川市	健康推進課	鴨川市八色887-1	04(7093)7111
鎌ヶ谷市	高齢者支援課	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1	047(445)1141
君津市	介護保険課	君津市久保2-13-1	0439(56)1610
富津市	介護福祉課	富津市下飯野2443	0439(80)1262
浦安市	介護保険課	浦安市猫実1-1-1	047(712)6403
四街道市	高齢者福祉課	四街道市鹿渡無番地	043(421)6127
袖ヶ浦市	介護保険課	袖ヶ浦市坂戸市場1-1	0438(62)3206
八街市	高齢者福祉課	八街市八街ほ35-29	043(443)1491
印西市	高齢者福祉課	印西市大森2364-2	0476(42)5111
白井市	高齢者福祉課	白井市復1123	047(492)1111
富里市	高齢者福祉課	富里市七栄652-1	0476(93)4980
いすみ市	健康高齢者支援課	いすみ市大原7400-1	0470(62)1118
南房総市	高齢者支援課	南房総市谷向100	0470(36)1152
山武市	高齢者支援課	山武市山武市殿台296	0479(80)2641
大網白里市	高齢者支援課	大網白里市大網115-2	0475(70)0309
酒々井町	健康福祉課	印旛郡酒々井町中央台4-11	043(496)1171
栄町	健康介護課	印旛郡栄町安食台1-2	0476(33)7709
神崎町	保健福祉課	香取郡神崎町神崎本宿96	0478(72)1603
多古町	保健福祉課	香取郡多古町多古2848	0479(76)3185
東庄町	健康福祉課	香取郡東庄町石出2692-4	0478(80)3300
横芝光町	福祉課	山武郡横芝光町宮川11902	0479(84)1257
九十九里町	健康福祉課	山武郡九十九里町片貝4099	0475(70)3184
芝山町	福祉保健課	山武郡芝山町小池992	0479(77)3925
一宮町	福祉健康課	長生郡一宮町一宮2457	0475(42)1431
睦沢町	健康保険課	長生郡睦沢町下之郷1650-1	0475(44)2576
長生村	福祉課	長生郡長生村本郷1-77	0475(32)6809
白子町	健康福祉課	長生郡白子町関5074-2	0475(33)2113
長柄町	健康保険課	長生郡長柄町桜谷712	0475(35)2414
長南町	福祉課	長生郡長南町長南2110	0475(46)2116
大多喜町	健康福祉課	夷隅郡大多喜町大多喜93	0470(82)2168
御宿町	保健福祉課	夷隅郡御宿町須賀1522	0470(68)6716
鋸南町	保健福祉課	安房郡鋸南町保田560	0470(50)1172

【重要事項説明確認欄】

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項説明をいたしました。

事業者所在地 〒283-0005 千葉県東金市田間3-54-9

事業者名 パラメディカル株式会社

代表取締役 石原 隆広

TEL 0475 (52) 1121

説明者 _____ (印)

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項の説明を受けました。

_____年 _____月 _____日

住所 _____

賃借人 _____

代理人 _____ (印)

代理人の場合続柄 _____

TEL _____